

仕様書

1. 契約名 四日市港管理組合港湾情報システムサーバ機器等購入

2. 契約形態 売買契約

3. 納入期限 契約の日から令和8年8月31日

4. 納入スケジュール

一次設置場所への設置及び正常性確認 令和8年4月3日（金）

最終納入場所への設置及び正常性確認 令和8年7月1日（水）

現行機器の撤去及びデータ消去 港湾情報システム移行後～

令和8年8月31日（月）まで

※災害、事故等受注者の責任によらない場合を除き、受注者側が原因で旧環境が撤去できない状況となり、令和8年9月以降も現行機器の運用を継続せざるを得なくなった場合、その間にかかる現行機器の維持費及びシステム更新対応に伴う作業費用の増大分は、受注者にて負担すること。

5. 購入機器等

現行の港湾情報システム用サーバ機器類は導入から約6年が経過し、賃貸借期間の終了を迎えることから、機器の更新を行う。納入にあたっては港湾情報システムの移行も同時に行うことから、港湾情報システムの開発事業者と緊密に連携を行うこと。

(1) ハードウェア

メインサーバ（2台）

管理サーバ（1台）

EDIサーバ（1台）

クライアントパソコン（11台）

保守端末（1台）

(2) ソフトウェア

メインサーバ用ソフトウェア（1式）

管理サーバ用ソフトウェア（1式）

EDIサーバ用ソフトウェア（1式）

クライアント及び保守端末用ソフトウェア（1式）

(3) 保守サポートパック

ハードウェア用サポートパック（1式）

ソフトウェア用サポートパック（1式）

具体的な機種等は、「港湾情報システムサーバ機器等購入仕様明細書」を参照すること。

6. 費用及び入札

入札者は納入する機器等（保守パック含む）及び付帯作業の総額を算定し、入札書に記載するものとする。

落札にあたっては、入札価格に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするため、入札者は、消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載するものとする。

7. 成果物の作成及び提出

受注者は、期限までに港湾情報システムサーバ機器等一式に加えて下記の成果物を作成のうえ、発注者に提出し、承認を得ること。提出は電子媒体（CD、DVD または USB メモリ）と紙面で各 2 組提出すること。なお、電子媒体には、本業務名および受託事業者を明記すること。

ア 納品した機器等の明細書

（別紙 2「四日市港管理組合港湾情報システムサーバ機器等調達機器明細」と同様の体裁の資料）

イ 導入ネットワーク構成図及びセグメント構成図

ウ ラック搭載図

エ 正常性確認業務実施報告書

オ 管理組合が港湾情報システムの移行に際して作成する詳細作業計画書への実施報告書

8. 検収

成果物納入期限から 10 日間を検査期間として納入機器の設置、設定状況および成果物の検査を行い、四日市港管理組職員による履行確認書の交付をもって検収とする。

9. 支払い

履行確認書の交付後、受注者による適法な請求書を受理した日から 30 日以内に支払うものとする。

10. 履行場所

一次設置場所：開発検証期間（令和 8 年 4 月 3 日から令和 8 年 6 月 24 日までを予定）

〒220-6113 神奈川県横浜市西区みなとみらい 2-3-3（クイーンズタワーB13 階）

NEC ソリューションイノベータ株式会社 横浜センター

※その他指定する設置場所に変更する場合がある

最終設置場所：港湾情報システム移行～本番切替期間（令和 8 年 7 月 1 日から令和 8 年 8 月 31 日までを予定）

〒510-0011 三重県四日市市霞 2 丁目 1 番地 1（四日市港ポートビル内）

四日市港管理組合 10 階電算室及び執務室

港湾情報システムサーバ機器等購入仕様明細書

1. 概要

四日市港管理組合においては、令和8年8月31日にリース切れとなる現行の港湾情報システムサーバ機器等一式をリプレースする予定である。

本機器等の購入は、クライアント・サーバ方式で稼動する港湾情報システムに係るサーバのハードウェア及びソフトウェア、周辺機器、クライアント端末のハードウェア及びソフトウェア並びにこれらに係る搬入設置及び組立調整、及び運用期間中のハードウェア保守、プログラム・プロダクト保守（以下PP保守という。）を対象としたものである。

2. 調達内容

納入にあたっては、受注者は本調達仕様書を基に、誠実かつ確実に作業を遂行すること。

調達は港湾情報システムの新サーバ機器類への移行と並行して行うため、発注者及び港湾情報システム開発業者（NECソリューションイノベータ）と隨時協議して行うものとする。また、発注者およびシステム開発業者が主催する定例会（月1回程度）に参加し、作業の情報を共有すること。移行の詳細なスケジュールについては作業実施計画書として契約後に示す。

本調達仕様書、作業実施計画書に記述する作業を遂行する上で、作業要件に疑問点や変更が発生した場合、又は本調達仕様書、受注者の作業実施計画書に記述がなくても必要と認められる事項については、内容について直ちに発注者及び開発業者と協議し、速やかに問題解決を図るよう両者とも最善の努力を払うものとする。

導入作業における各事業者の主要業務及び業務上の役割を「図1 関係する事業者」及び「表1 各事業者の役割」に示す。

なお、開発業者及び回線事業者の支援に関して必要となる費用は受注者が負担すること。

図1 関係する事業者

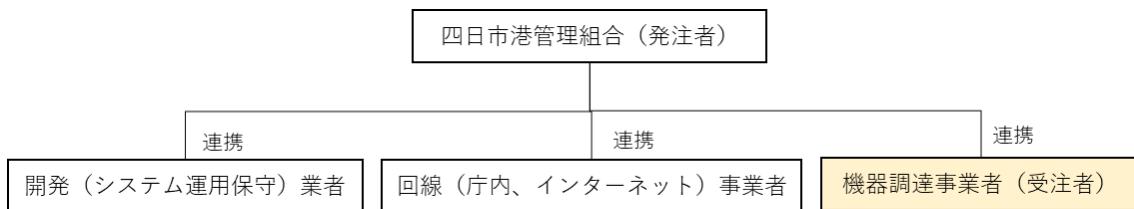


表1 各事業者の役割

凡例：◎実施、○承認 △支援

主要業務	業務内容	受注者	発注者	開発業者	回線事業者
納入計画	製品出荷から納入、設置、正常性確認までの計画を策定する。 計画の策定にあたっては、開発業者及び回線事業者と連携し、港湾情報システムの移行計画全体の計画との整合を図る。	◎	○	△	△
機器手配	別紙「港湾情報システムサーバ機器等購入に基づいてハードウェア、ソフトウェア、保守パック等を手配する。」	◎	○		
一次設置場所への納入	ハードウェア及びソフトウェアを一時設置場所へ納入する。 一次設置場所にて受入れ、検品、開梱等を行う。	◎	○	△	
一次設置場所への設置	一次設置場所において、ラッキング、電源確保、LAN接続を行う。	◎	○	△	△
一次設置場所での正常性確認	サーバ及び端末の電源を入れて正常に起動するか確認を行うとともに、ネットワークへの接続を確認する。	◎	○	△	△
一次設置場所から最終設置場所への搬送等	一次設置場所に設置したハードウェア、ソフトウェア、保守パック等を梱包し、最終設置場所へ搬送する。	◎	○	△	
最終設置場所の準備	電源及びネットワーク接続環境の整備。設置予定場所までの電源、ネットワーク配線を確認の上、開発業者及び回線事業者の支援費用を含めて受注者の負担にて整備する。	◎	○	△	△
最終設置場所への納入	ハードウェア及びソフトウェアを最終設置場所へ納入する。 最終設置場所にて受入れ、検品、開梱等を行う。	◎	○	△	
最終設置場所への設置	最終設置場所において、ラッキング、電源確保、LAN接続を行う。	◎	○	△	△
最終設置場所での正常性確認	サーバ及び端末の電源を入れて正常に起動するか確認を行うとともに、ネットワークへの接続を確認する。	◎	○	△	△
発注者への引き渡し	正常性確認後、すべての製品を正常性確認結果報告書とともに発注者に引き渡す。	◎	○	△	
旧機器のデータ消去	旧機器の記憶媒体についてデータ消去を行い、データ消去証明書を発行する。（データ消去作業は現行の開発業者もしくはリース会社が行うこととし、費用は受注者が負担すること。）	◎	○	△	
旧機器の引き取り準備	令和8年8月にリース満了となる機器について、サーバラックから取り外し、リース会社が引き取り可能な場所に仮置きする。	◎	○	△	

3. 同等品申請

入札に参加を希望する者が、「港湾情報システムサーバ機器等購入仕様明細書（項目3「四日市港湾情報システムハードウェア構成例（動作確認済み構成）」以外の機器構成で入札に参加しようとする場合は、様式1「同等品申請書」にて電子メール、もしくは郵送で申請すること。

同等品申請期限：令和7年12月22日 午前12時まで

同等品申請回答期限：令和8年1月7日 午後5時までに回答する

同等品申請提出先：510-0011 三重県四日市市霞2丁目1-1

四日市港管理組合 経営企画部経営総務課 水谷
電子メール：zaisei@yokkaichi-port.or.jp

<同等品申請の条件>

- ・様式「同等品申請書明細」で同等品申請不可のものについては同等品申請できない。
- ・「港湾情報システムサーバ機器等購入仕様明細書（項番3「四日市港港湾情報システムハードウェア構成例（動作確認済み構成）」と同等以上の仕様を満たすこと。
- ・同等品申請にあたっては基準品と仕様が機能的、品質的に同等以上のものであることを示す資料（メーカーの公式カタログ及びメーカーの公式性能証明書）を紙媒体2部または電子媒体にて提出すること。
- ・また、別紙「港湾情報システムサーバ機器等購入仕様明細書」以外の機器構成を導入し、不具合や運用不備が生じた場合は、受注者の負担ですみやかに別紙「港湾情報システムサーバ機器等購入仕様明細書」の機器構成に交換すること。
- ・「四日市港管理組合港湾情報システムサーバ機器等の構成明細」に指定した製品を、当該製品の発売日以降にリリースのあった同等以上の後継製品に変更する場合は、同等品申請しなくてよい。ただし、この場合においても港湾情報システムの動作対応を保証した上で受注後に四日市港管理組合の同意を得なければならない。

4. 特記事項

（1） 第三者が権利を有する著作物

本調達の範囲内で、第三者が権利を有する著作物または知的所有権等を利用する場合は、機器納入業者の責任において、その権利の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行なわなければならない。

（2） 再リースするソフトウェア

別紙「港湾情報システムサーバ機器等購入仕様明細書」で指定した製品のうち、販売終了等の理由で譲渡を受けるソフトウェアについては、現行リース業者より所有権譲渡を受けた場合の売買見込価格で入札すること。

問合せ先（リース業者） N E C キャピタルソリューション株式会社

四日市港管理組合リース機器担当

T E L : 0 5 2 - 2 2 2 - 2 2 0 7

（3） 動作確認

調達した機器において、対象となるシステムが問題なく動作するかを、発注者及び開発業者により確認する。稼働しない場合においては、ドライバー等の調整や部品交換等、稼働までの協力をを行うこと。これに要する費用はすべて受注者が負担すること。

また、不具合や運用不備が修正できないと発注者が判断した場合は、受注者の負担ですみやかに別紙「港湾情報システムサーバ機器等購入仕様明細書」の機器構成に交換すること。

5. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 受注者は暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力をすること。
- (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。
- (3) 受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

別紙1 港湾情報システムサーバ機器等購入仕様明細書

1. 機器の動作保障等

下記（2）～（4）については、現地組上げの際、現品にて再確認すること。

（1）「四日市港港湾情報システム」が正常かつ良好に動作すること。

ア 本調達で導入する機器は、現在開発している「四日市港港湾情報システム（以下「本システム」という。）」が稼働する機器である。本システムの動作を保証するための検証等を行うこと。

（項番3 「四日市港港湾情報システムハードウェア構成例（動作確認済み構成）」において記載している構成例および項番4 「四日市港港湾情報システムソフトウェア構成（製品指定）」にて記載している構成においては検証済みであるため、検証作業は不要である）項番3、4の構成内容や、本システムの稼動について機器等の必要な性能等の確認を行う際は、本システム開発業者であるNECソリューションイノベータ株式会社へ問い合わせること。

問合せ先 NECソリューションイノベータ株式会社

四日市港管理組合 港湾情報システム担当

TEL： 050-8893-8177

090-4856-0634

開発業者と十分な調整を行ったうえ、動作を保障すること。なお、機器構成により、本システム及びその他連動システム（情報基盤システム等）が確実に動作するはずであったにもかかわらず、予期せぬことにより動作に支障が発生した場合には、受注者は動作確保のため、主体となり開発業者とともに誠意をもって対処すること。これに要する費用はすべて受注者の負担とする。

イ 現行サーバから本購入機器へのプログラム、データ等の移行作業については、別途本システム開発業者が実施するため本契約には含まない。

ウ 動作する上で万一問題が生じた場合、受注者は四日市港管理組合の求めに応じ、正常に動作するよう機器の交換等を行うこと。

エ 受注者は、本システムの開発検証作業期間一次セットアップ施設：令和8年4月3日から令和8年6月24日まで）及び最終設置場所：システム移行～本番切替期間（令和8年7月1日から令和8年8月31日まで）において、機器の動作等の問題が発生した際は、四日市港管理組合が指定する機器設置場所に四日市港管理組合から連絡後、平日8:30から17:15の間は2時間以内に到着・立ち会える体制で支援すること。

オ 受注者は、納入するハードウェア・ソフトウェアについて、本項の下記（5）のマニュアル・操作説明書等の内容を本システム開発業者に説明を行うこと。なお、説明については、本システム開発業者側から依頼があった場合には、隨時行うものとし、場所は、仕様書10の最終設置場所を納入場所とする。

カ 指定されたソフトウェア以外新品であること。

キ 正常動作に必要な備品（例：接続ケーブル、LANケーブル等）を添付すること。

(2) O S はインストールと基本設定を行い正常に動作することを確認し、またハードウェアの動作に問題ないことを確認すること。なお、O S の設定情報については落札後に本システム開発業者より提供する。

リース期間中、メーカーの正式なサポートが受け付けられる製品とすること。

(3) メインメモリ等、本体に拡張して搭載する必要のあるオプション品については、本体现品に組み込んだ状態で問題なく動作することを確認し、不都合の際は本項の上記（1）ウと同様の措置をとること。

(4) 機器の搬入設置・組立調整においては、サーバやU P S 等の機器のラックへの搭載、電源ケーブルやL A Nケーブルの結線・結束・タグ付け、初期不良がないかの動作確認を行うこと。なお、電源ケーブルやL A Nケーブルの結線・結束・タグ付けの具体的な方法については、現行の回線業者であるN E Cフィールディング株式会社へ問い合わせること。

問合せ先 N E Cフィールディング株式会社

四日市港管理組合 港湾情報システム及びその他システムのネットワーク担当

T E L : 0 5 0 - 3 1 4 6 - 4 1 1 5

(5) マニュアル・操作説明書等については以下とすること。

ア 納入機器には、取扱いについて記述されている説明書が添付されていること。

イ 納入機器に必要な操作マニュアルや説明書は、原則として日本語で記述されていること。

ウ 四日市港管理組合の要請に応じて、機器の操作説明を行うこと。

2. サポートパック製品等の要件

(1) サーバサポートパック

- ・サービス開始 : 令和8年4月1日～
- ・受付 : 週5日 8:30～17:30
- ・保守対象範囲 : 本体及び本体に内蔵、または直接接続される純正オプション製品
(増設メモリ、内蔵DAT、液晶ディスプレイ、UPSなど) が対象であること。
- ・出張修理サービス : 保守対象機器に故障が発生した際、出張修理が必要と判断した場合、サービスエンジニアが当日2時間以内に現地到着しオンサイトでの対応を開始すること。※災害、事故等を除く
- ・パーツ保証 : 出張修理での故障部品交換を行う際の部品代を無償にすること。
- ・障害予兆監視 : 対象ハードウェアの障害予兆を検出し、直ちに発注者等へ連絡すること。

(2) UPS バッテリ交換オプションパック

- ・サービス内容 : 対象製品に内蔵されたバッテリを、都度の費用負担なしに交換すること。

サーバ本体のサポートパックの保守年数に合わせて同時に登録可能で、
提供期間や対応日数時間は、サーバ本体のサポートパックに準ずること。

(3) ソフトウェアサポートパック

- ・サービス開始 : 令和 8 年 4 月 1 日～
- ・受付 : 週 5 日 8:30～17:30
- ・レスポンスサービス : 対象製品のスムーズな導入運用のため、技術問い合わせや、
障害時の調査（解決策/回避策の調査）を行うこと。
- ・ライセンスサービス : 対象製品の機能・性能・信頼性をより向上させるため、
要求に応じてリビジョンアップ版、バージョンアップ版を
ご提供すること。
- ・インフォメーションサービス : 対象製品に関わる技術情報・製品情報・活用ノウハウ・
FAQ 等多岐にわたる情報を
発注者及び開発業者に対して専用 Web サイト、
およびメールマガジンにより提供できること。

(4) サポート窓口

- ・設置 : 上記の (1)～(3) について個別のサポート連絡先ではなく
一元的な窓口を設置すること。
- ・管理の範囲 : 上記の (1)～(3) のサポートパックの登録状況、サポート期間等
の契約内容が管理でき、発注者及び開発業者から問合せがあった場合は
誠意をもって応じること。
- ・利用時間帯 : 24 時間 365 日利用できること。（システムメンテナンス時は除く）
- ・利用対象者 : サポート窓口は発注者からの問合せに加えて開発業者からの直接の
問合せに対しても対応すること。
- ・利用対象者登録 : サポート開始時に利用対象者の登録を行い、発注者及び開発業者を
サポート窓口の管理として登録すること。

3. 四日市港港湾情報システムハードウェア基準品（動作確認済み構成）

調達機器の詳細は別紙2「四日市港管理組合港湾情報システムサーバ機器等調達機器明細」のとおり。※保守端末、クライアント以外は既設ラック1台(NEC製N8140-501)にすべて設置できること。